

実地演習実施機関及び指導者等の申請等について

社団法人日本不動産鑑定協会（以下「本会」という。）では、国土交通省の認可を受けて、実務修習を実施しております。

この実務修習の実地演習において、不動産鑑定業者が実地演習実施鑑定業者として実地演習を行うことを希望する場合は、本会から実地演習実施機関としての認定が必要となり、不動産鑑定士が実地演習で指導を行うことを希望する場合は、本会から指導者等（以下「指導鑑定士」という。）の認定を受けることが必要となります。

つきましては、実地演習実施機関となり実地演習を行うことを希望する不動産鑑定業者及び指導鑑定士となることを希望される不動産鑑定士においては、それぞれ本会宛に、下記の要領により、実地演習実施機関及び指導鑑定士になるための申請を行ってください。

なお、これまでに認定を受けた実地演習実施機関及び指導鑑定士については、原則継続の取り扱いになりますので、改めての認定申請は必要ありません。

また、本申請をされた場合、実地演習実施機関となる鑑定業者名、所在地、連絡先、指導鑑定士名、予定する修習期間のコース（1年、2年又は3年）及び人数を本会ホームページに公表します。また、これをもって実地演習実施機関及び指導鑑定士の認定を受けたことを通知に替えさせていただきますのでご承知置き下さい。

※情報データを一括処理するため、情報更新（公表）には多少お時間がかかる場合があります。

記

I. 実地演習実施機関及び指導鑑定士となるための申請方法

実地演習実施機関又は指導鑑定士になるためには、II及びIIIに記載の書類に夫々必要な事項をご記入の上、郵送にて、本会実務修習課宛に申請を行って下さい。送付先は次のとおりです。

※ 実地演習実施機関の新規登録の場合は、原則、実地演習実施機関の認定と指導鑑定士の認定の申請書を合わせて送付下さい。

（送付先）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル
社団法人 日本不動産鑑定協会 実務修習課 宛

Ⅱ. 不動産鑑定業者が実地演習実施機関になるための申請手続き

不動産鑑定業者が実地演習実施機関になるためには、1の条件を満たすことが必要です。この条件を満たしたうえで、実地演習実施機関になることを希望される場合は、2の提出書類を作成し、申請を行って下さい。

1. 申請に係る必要条件

「不動産の鑑定評価に関する法律」第22条第1項に該当する不動産鑑定業者で、且つ本会及び各都道府県不動産鑑定士協会に所属する業者会員

※「不動産の鑑定評価に関する法律」第22条第1項

不動産鑑定業を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。

2. 提出書類

(1) 実地演習実施機関認定申請書

(様式3・実務修習業務規程第11条第1項一、第2項一及び二に該当)

(2) 国又は都道府県から通知された不動産鑑定業者の登録に係る通知書の写し

(実務修習業務規程第11条第1項二に該当)

※ 不動産の鑑定評価に関する法律第24条に基づき行った不動産鑑定業者の登録について、国又は都道府県から、同法施行規則第34条第1項に基づき、登録申請者に通知された書類の写し。

※ 写しについては、A4サイズでご送付下さい。

(3) 誓約書(様式4・実務修習業務規程第11条第2項三及び四に該当)

Ⅲ. 不動産鑑定士が実地演習の指導者等になるための申請手続き

不動産鑑定士が指導鑑定士になるためには、1の条件を満たすことが必要です。この条件を満たしたうえで、指導鑑定士になることを希望される場合は、2の提出書類を作成し、申請を行って下さい。

1. 申請に係る必要条件

(1) 不動産鑑定業者の業務に現に従事している不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して5年以上従事した経験を有する者。

(申請年の11月末日を期限として、不動産鑑定士の登録を行ってか

ら最低5年以上経過していることが最低条件。)

- (2) (1)の条件に加えて、本会及び各都道府県不動産鑑定士協会の業者会員に勤務する不動産鑑定士。又は、本会及び各都道府県不動産鑑定士協会の正会員である不動産鑑定士。

2. 提出書類

- (1) 指導者等認定申請書

(様式8・実務修習業務規程第17条第5項一、第18条四に該当)

- (2) 国から通知された不動産鑑定士の登録に係る通知書の写し

(実務修習業務規程第18条一に該当)

※ 不動産の鑑定評価に関する法律第17条に基づき行った不動産鑑定士の登録について、国から、同法施行規則第23条第1項に基づき、登録申請者に通知された書類の写し。

- (3) 誓約書

(様式5・実務修習業務規程第18条二及び三に該当)

- (4) 誓約書

(様式6・実務修習業務規程第18条、第19条及び第20条第1項に該当)

IV. 届出事項の変更手続き

実地演習実施機関及び指導鑑定士に係る届出事項を変更される場合は、「実地演習実施機関認定申請書」及び「指導者等認定申請書」について、夫々標題部分にある変更の欄に○を付し、変更した事項を記入して本会実務修習課宛に変更申請書を送付してください。

V. 辞任の手続き

改廃業等、その他の理由により実地演習実施機関を辞任する場合又は指導鑑定士を辞任する場合については、夫々「実地演習実施機関辞任届」及び「指導者等辞任届」の届出書類がありますので、必ずこれを作成の上、本会実務修習課宛にご提出下さい。

VI. その他

- (1) 本会が修習生を割り当て等することはありません。各実地演習実施機関の裁量により、修習生の指導を行うこととなります。
- (2) 実地演習実施機関認定申請書の「修習生のコース別予定数」は、予定若しくは希望ということでご記入下さい。

以上

実地演習実施機関認定申請書 (新規・変更)

社団法人 日本不動産鑑定協会 殿

当社(大学)は、実地演習実施機関として実地演習を行いたく、社団法人日本不動産鑑定協会実務修習業務規程第11条第1項の規定に基づき申請いたします。

1. 申請者

所在地
業者又は大学名
代表者氏名

印

2. 実地演習実施機関として申請する不動産鑑定業者又は大学

名称	フリガナ		
所在地	〒		
	TEL — —		
代表者の氏名	フリガナ		
専任の不動産鑑定士の氏名	フリガナ		
指導者等となる不動産鑑定士の数	名	従業者の総数(鑑定士の数)	名
修習生のコース別受入予定数	1年コース 名	2年コース 名	3年コース 名
本会業者会員登録事項	業者会員登録番号	第 号	
都道府県士協会業者会員登録の有無	有 ・ 無	会員登録先都道府県名	
主務管庁登録事項	国土交通大臣 ・ 知事		主たる ・ 従たる事務所
	登録番号	第 号	登録年月日 年 月 日

(注1) 「専任の不動産鑑定士の氏名」は、大学にあっては指導を統轄する専任の不動産鑑定士。不動産鑑定業者にあってはその登録に係わる専任不動産鑑定士。
 (注2) 太枠内は、不動産鑑定事務所のみ記載のこと。

様式4（規程第11条第2項・細則第6条第2項関係）

誓 約 書

当社（大学）
私共役員 は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第14条の4
第1号の「この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、
又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者」
に該当しないことを誓約します

年 月 日

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

申請業者(大学)名

所 在 地

(代表者) 氏 名

印

指導者等認定申請書 (新規・変更)

社団法人 日本不動産鑑定協会 殿

私は、実務修習に係る実地演習において、指導者等として認定いただきたく、社団法人日本不動産鑑定協会実務修習業務規程第17条第5項の規定に基づき申請いたします。

1. 申請者

所在地

実地演習実施機関名称

氏名

印

2. 指導者等となる者の略歴等

氏名	フリガナ				
	印				
不動産鑑定士 登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
本会会員登録事項	会員登録番号				
生年月日	年	月	日	満才	男・女
現住所	〒				
	TEL — —				
職歴 (鑑定評価業務 に関わる主な もの)	年 月 日 ～ 年 月 日				
	上記のとおり相違ないことを証明する。 業者代表者氏名 印				
	年 月 日 ～ 年 月 日				
	上記のとおり相違ないことを証明する。 業者代表者氏名 印				
	年 月 日 ～ 年 月 日				
	上記のとおり相違ないことを証明する。 業者代表者氏名 印				
	年 月 日 ～ 年 月 日				
上記のとおり相違ないことを証明する。 業者代表者氏名 印					
通算従事期間	年 月 日～ 年 月 日までのうち				年間

様式5（規程第18条・細則第8条及び第10条関係）

誓 約 書

私は、「不動産の鑑定評価に関する法律」第14条の4第1号の「この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者」及び第40条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けた者に該当しないことを誓約します。

年 月 日

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

氏 名 印

様式6（規程第18条・第19条・第20条・細則第8条・第10条関係）

誓 約 書

私は、「社団法人日本不動産鑑定協会実務修習業務規程」第18条に規定する基準を満たし、第19条及び第20条第1項の指導者等の解任若しくはその認定の取り消しの規定に抵触することがないように指導者等の任務を全うすることを誓約いたします。

また、万一指導者等の基準に満たない等、上掲の指導者等の解任若しくは認定の取り消しの規定に抵触した場合、理由の如何を問わず直ちに指導者等を辞任することを承諾いたします。

年 月 日

社団法人日本不動産鑑定協会会長 殿

氏 名

印

平成 年 月 日

社団法人 日本不動産鑑定協会 殿

所在地
業者又は大学名
代表者氏名

印

実地演習実施機関辞任届

当社(大学)は、貴協会より実務修習・実地演習実施機関として認定を受けましたが、下記の理由により、これを辞任いたしたく届出いたします。

○ 理由

以上

平成 年 月 日

社団法人 日本不動産鑑定協会 殿

業者又は大学名

印

指導者氏名

印

指導者等辞退届

私は貴協会が行う実務修習の実地演習において、指導者等として認定を受けましたが、下記の理由により、これを辞任いたしたく届出いたします。

○ 理由

以上